

平成 19 年 12 月 定例会（第 287 回）  
12 月 13 日

[今井光子議員趣旨弁明](#)

↑（クリックで今井光子議員の趣旨弁明へ移動）

保険で良質な歯科医療の実現を求める意見書決議方の動議

平成19年 12月 定例会（第287回）

平成十九年

第二百八十七回定例奈良県議会会議録 第五号

十二月

平成十九年十二月十三日（木曜日）午後一時七分開議

-----  
出席議員（四十三名）

一番 小林茂樹	二番 藤井 守
三番 井岡正徳	四番 浅川清仁
五番 岡 史朗	六番 大国正博
七番 尾崎充典	八番 藤野良次
九番 宮本次郎	一〇番 松尾勇臣
一一番 上田 悟	一三番 中野雅史
一四番 田中惟允	一五番 畠 真夕美
一六番 森山賀文	一七番 森川喜之
一八番 高柳忠夫	一九番 中野明美
二〇番 山村幸穂	二一番 奥山博康
二二番 岩田国夫	二三番 荻田義雄
二四番 神田加津代	二五番 粒谷友示
二六番 安井宏一	二七番 丸野智彦
二八番 岩城 明	二九番 藤本昭広
三〇番 田尻 匠	<b>三一番 今井光子</b>
三二番 田中美智子	三三番 国中憲治
三四番 辻本黎士	三五番 秋本登志嗣
三六番 中村 昭	三七番 小泉米造
三八番 米田忠則	三九番 新谷紘一
四〇番 出口武男	四一番 服部恵竜
四二番 山下 力	四三番 梶川虔二
四四番 川口正志	

-----  
欠席議員（一名）

一二番山本進章

-----  
議事日程

一、議第七十五号から議第九十七号、及び報第二十六号、報第二十七号、並びに請願第二号、請願第三号

一、意見書決議

一、議員派遣の件

-----  
○議長（辻本黎士） これより本日の会議を開きます。

-----  
○議長（辻本黎士） この際、お諮りします。

意見書決議、追加議案の上程と同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（辻本黎士） 初めに、監査委員から財務監査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、議第七十五号から議第九十四号、及び報第二十六号、報第二十七号、並びに請願第二号、請願第三号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案及び請願、並びに去る九月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――四番浅川清仁議員。

◆四番（浅川清仁） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案六件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第七十五号中・当委員会所管分につきましては、厳しい財政状況の中、県庁舎屋上広場整備に多額の経費をかける必要はないとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、議第七十八号、議第九十二号、議第九十三号中・当委員会所管分、議第九十四号及び報第二十六号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、請願第二号「和歌山線に観光SLを走らせ沿線地域を活性化する広域事業に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――十五番畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案六件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十五号中・当委員会所管分、議第七十六号、議第八十号、議第八十三号、議第九十三号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第二十七号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第三号「身近な地域で安心して生み育てる場所がほしい安全確保に向けた医療環境の整備に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして採択とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――二十四番神田加津代議員。

◆二十四番（神田加津代） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第八十一号、議第八十四号、議第九十号及び議第九十三号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第二十七号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、建設委員長の報告を求めます。――三十九番新谷紘一議員。

◆三十九番（新谷紘一）（登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案九件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十五号中・当委員会所管分、議第七十七号、議第七十九号、議第八十五号から議第八十七号、議第九十一号、議第九十三号中・当委員会所管分及び報第二十六号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、文教委員長の報告を求めます。――三十番田尻匠議員。

◆三十番（田尻匠）（登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第八十九号につきましては、県民の教育にかかわる問題であるので民営化になじまないとの理由により反対であるとの意見の開陳がありました。

たので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、議第七十五号中・当委員会所管分、議第八十二号、議第八十八号及び議第九十三号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、議第七十五号及び議第八十九号については、起立により採決します。

以上の議案については、各常任委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案二件については、各常任委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第七十六号から議第八十八号、議第九十号から議第九十四号、報第二十六号、報第二十七号及び請願第二号、請願第三号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（辻本黎士） 次に、一番小林茂樹議員より、意見書第十九号、地域活性化のための地方税財政基盤の充実強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、小林茂樹議員に趣旨弁明を求めます。――一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹）（登壇）意見書第十九号、地域活性化のための地方税財政基盤の充実強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十九号

地域活性化のための地方税財政基盤の充実強化を求める意見書（案）

地方においては、三位一体の改革の名の下で行われた地方交付税総額の大幅な削減や、景気回復に伴う都市部を中心とした法人関係税収の伸び等の影響により、団体間の税財源の格差が拡大している。

政府においては、地域活性化統合本部の設置や「国と地方の定期意見交換会」を再開するなど、地方再生に向けた取り組みが行われている。

よって、国におかれては、今後取りまとめられる対策が、真に地域間格差を是正し、地域活性化に資するものとなるよう、特に次の事項を強く要望する。

1 地方税の地域間偏在の是正は、喫緊の課題であるため、法人住民税、法人事業税の地方法人二税について、分割基準に人口の要素を加える等の見直しを早急に実施すること。

なお、見直しに当たっては、地方交付税総額の削減を行わないこと。

2 三位一体の改革により、地方交付税総額が大幅に削減されたことに伴い、地方交付税の有する財源調整機能が弱まり、地方団体間の格差拡大につながっている。

地域間の格差を是正し、地方を活性化するため、地方交付税総額の復元、充実を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 十番松尾勇臣議員。

◆十番（松尾勇臣） ただいま小林茂樹議員から提出されました意見書第十九号、地域活性化のための地方税財政基盤の充実強化を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（辻本黎士） 四十二番山下力議員。

◆四十二番（山下力） ただいま小林議員から提案されました意見書案に賛成いたします。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十九号については、一番小林茂樹議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、三番井岡正徳議員より、意見書第二十号、地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、井岡正徳議員に趣旨弁明を求めます。――三番井岡正徳議員。

◆三番（井岡正徳）（登壇）意見書第二十号、地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二十号

#### 地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書（案）

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、当該地方公共団体の事務に関し調査研究するための活動や、住民代表として住民意思を把握するための活動などいわゆる議員活動があり、とりわけ都道府県議会議員は、活動区域が広域であることや審議事項が広範多岐にわたることから、その職務は、常勤化、専門化している。

また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に発揮するためには、議会改革や政策立案など、今まで以上に積極的に議員活動を展開していく必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けは法的に明確にされておらず、議員活動は一般的に議員の職務として認知されていない実態にある。このことが議員の活動に対する期待や評価において議員と住民との意識の乖離を生み出し、さまざまな問題の原因となっており、早急な対応が必要となっている。

よって、国におかれては、住民代表として政治にかかわる地方議会議員の職責または職務を法律上明確に定義し、それら職務等を遂行するために必要な経費を受けることができるようにするなど、地方分権時代にふさわしい議員活動を保障するため、所要の措置を講ずる必要がある。当面、地方自治法について、次のような改正を行うよう強く要望する。

1 地方議会議員の職責または職務を明確にするため、地方自治法に新たに、例えば「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。

2 地方自治法第二百三条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、独立の条文として規定するとともに、議会の議員、とりわけ都道府県議会議員の議員活動の実態に対応し、職務遂行の対価について、単なる役務の提供に対する対価ではなく、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 十四番田中惟允議員。

◆十四番（田中惟允） ただいま井岡正徳議員から提案されました意見書第二十号、地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 十五番畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） ただいま井岡正徳議員から提案されました意見書第二十号、地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二十号については、三番井岡正徳議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、三十一番今井光子議員より、意見書第二十一号、保険で良質な歯科医療の実現を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） （登壇）意見書第二十一号、保険で良質な歯科医療の実現を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

意見書第二十一号

#### 保険で良質な歯科医療の実現を求める意見書（案）

歯や口腔の機能が、全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが、厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、国民医療費の節減にも効果があることが、「八〇二〇運動の実績」で実証されている。

しかしながら、歯科に対する公的医療費の抑制により、保険で良質な歯科診療を受けにくくなつている。平成十八年度の医療費抑制により診療費の削減が行われたが、結果的には医療費削減額の六十パーセントを歯科だけで負担している。政府の歯科診療報酬抑制策によつて、歯科診療報酬総額も十年以上増加していない状態であり、歯科医療の効用を生かすための歯周治療や義歯治療が、保険では十分にできない状況になつている。そのうえ、歯科では過去三十年にわたり、新しい治療法が公的な保険医療に取り入れられていないことから、保険のきく範囲の拡大をという国民の要望にも応えられない状況におかれてい

る。そのことによつて、歯科医師をはじめ、歯科衛生士、歯科技工士等すべての歯科医療従事者の就労環境が一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療の確保にも赤信号がともる状況にある。

こうした状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行しかねない。

よって、国におかれては、国民の歯の保存と口腔機能を維持するための適切な歯科医療を持続的に提供し、保険で良質な歯科医療を確保するため、次の事項の実現がされるよう強く要望する。

- 1 国民に良質・安全・安心で質の高い歯科医療を提供できるように、診療報酬を改善すること。
- 2 安全で普及している歯科技術について健康保険が適用されるようにすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 十八番高柳忠夫議員。

◆十八番（高柳忠夫） ただいま今井光子議員から提案をされました意見書第二十一号に賛成します。

○議長（辻本黎士） 二十六番安井宏一議員。

◆二十六番（安井宏一） ただいま今井光子議員から提案されました意見書第二十一号、保険で良質な歯科医療の実現を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二十一号については、三十一番今井光子議員の動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、十七番森川喜之議員より、意見書第二十二号、就業形態にかかわらない均等待遇の実現に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、森川喜之議員に趣旨弁明を求めます。――十七番森川喜之議員。

◆十七番（森川喜之） （登壇）意見書第二十二号、就業形態にかかわらない均等待遇の実現に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二十二号

就業形態にかかわらない均等待遇の実現に関する意見書（案）

派遣社員の数は、平成十七年段階で全国二百五十万人に達している。

また、この派遣社員のうち、二十～三十代の若者は七割以上を占めている。これらパート・アルバイトを含めた非正規雇用の割合は、いまやわが国の労働力人口の三割に達しており、基幹的・恒常的な労働力としての役割を担っている。

しかし、その処遇については、労働時間や仕事の内容が正社員とほとんど同じであっても就業形態の違いを理由に、その働きに見合ったものにはなっていない。

このような短時間労働者や有期契約労働者であることを理由に、賃金その他の労働条件についての差別的取り扱いが是正されなければ、正社員と非正規雇用者との格差は広がる一方である。

また、多くの若者が非正規雇用者である現状を考えれば、その対策は早急に講じられなければならない。

よって、国におかれては、格差と貧困の是正のために、非正規雇用者の正社員化に向けた施策を展開することとともに、就業形態にかかわらず均等待遇の実現に向けた取り組みを推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 四番浅川清仁議員。

◆四番（浅川清仁） ただいま森川喜之議員から提案されました意見書第二十二号、就業形態にかかわらず均等待遇の実現に関する意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 三十二番田中美智子議員。

◆三十二番（田中美智子） ただいま森川喜之議員から提案されました意見書第二十二号、就業形態にかかわらず均等待遇の実現に関する意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二十二号については、十七番森川喜之議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、十六番森山賀文議員より、意見書第二十三号、食の安全・安心の確保に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――十六番森山賀文議員。

◆十六番（森山賀文）（登壇）意見書第二十三号、食の安全・安心の確保に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二十三号

食の安全・安心の確保に関する意見書（案）

食の安全・安心は国民にとって最大の関心事である。

そうした中、中国からの輸入食品の安全性をめぐる問題や輸入品を国産と偽るなど、また、国内では賞味期限問題や産地偽装問題、表示と異なる品種の混入等が相次いで発覚し、国民に食の不安を与える事件が多発しているといえよう。

よって、国におかれては、こうした食品に対する国民の不安を払拭するため、次の事項を柱とする施策の実現を図るよう強く要望する。

1 加工食品や外食における原料原産地表示を義務付けるなど、厳正な食品表示制度を確立するとともに、食品のトレーサビリティ制度を拡充・徹底すること。

2 輸入食品についても、食の安全の観点から、輸入先国が国内と同等の食品安全基準や動植物検疫基準を遵守することを我が国として強く求めること。

3 主要な食料輸出国に、輸入国の立場から調査を行う「国際食品調査官」を配置して、輸出国における食の安全確保体制について把握すること。

4 現在、全国三十一ヶ所の検疫所にわずか三百名程度の検査官が配置されているにすぎない水際の食品検疫体制を大幅に拡充・強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 二番藤井守議員。

◆二番（藤井守） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第二十三号、食の安全・安心の確保に関する意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） ただいま森山議員から提案されました意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二十三号については、十六番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----

○議長（辻本黎士） 次に、四十三番梶川虔二議員より、意見書第二十四号、後期高齢者医療制度に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） （登壇）意見書第二十四号、後期高齢者医療制度に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二十四号

#### 後期高齢者医療制度に関する意見書（案）

昨年六月の医療制度改革関連法の成立により、来年四月から、七十五歳以上の高齢者と六十五歳以上七十五歳未満で一定の障害のある者を対象とする独立した後期高齢者医療制度が創設され、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が運営を行うことになっている。

一連の制度改正に対しては、高齢者に新たな負担が生じること、低所得者への配慮に不十分であること、さらには、後期高齢者医療が従来 of 診療報酬とは別の体系に分けられるため、高齢者は受けられる医療が制限されたり、医療内容が低下する等、同制度が実施されれば、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼすことは必至である。

また、保険基盤安定制度への新たな公費支出等、市町村の財政的負担が多大となることが危惧されている。

よって、国におかれては、高齢者の窓口負担の引き下げや新たな保険料徴収の激変緩和措置にとどまらず、①診療報酬の別建てはやめ、国庫負担を増額し、②保険料と患者負担を軽減するとともに、③被保険者である後期高齢者や医療関係者が加わる運営協議会を設置するなど、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（辻本黎士） 九番宮本次郎議員。

◆九番（宮本次郎） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第二十四号、後期高齢者医療制度に関する意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 二十九番藤本昭広議員。

◆二十九番（藤本昭広） ただいま梶川虔二議員から提案されました第二十四号意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二十四号については、四十三番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、六番大国正博議員より、意見書第二十五号、メディカルコントロール体制の充実を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、大国正博議員に趣旨弁明を求めます。――六番大国正博議員。

◆六番（大国正博） （登壇）意見書第二十五号、メディカルコントロール体制の充実を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二十五号

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書（案）

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成十八年）は、五百二十三万件余にのぼる。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命措置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められている。

しかし、都道府県の下、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指示・助言、②事後検証、③教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきである。

今年五月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足した。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきである。

よって、国におかれては、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

- 1 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。
- 2 メディカルコントロール協議会を充実させるための財源措置の増大を図ること。
- 3 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
- 4 救命救急士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。
- 5 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 八番藤野良次議員。

◆八番（藤野良次） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第二十五号、メディカルコントロール体制の充実を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） 二十四番神田加津代議員。

◆二十四番（神田加津代） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第二十五号、メディカルコントロール体制の充実を求める意見書案に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二十五号については、六番大国正博議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、本日、知事から議案三件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第百二十九号

平成十九年十二月十三日

奈良県議会議長 辻本黎士殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第九五号 教育委員会の委員の任命について

議第九六号 公安委員会の委員の任命について

議第九七号 土地利用審査会の委員の任命について

以上のとおり提出します。

議第九十五号

教育委員会の委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十九年十二月十三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

濱上和康

-----  
議第九十六号

公安委員会の委員の任命について

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十九条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十九年十二月十三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

岡本好央

-----  
議第九十七号

土地利用審査会の委員の任命について

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十九年十二月十三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

井岡みや子

今井範子

川村容子

倉田智史

坂西明子

古野博史

山下俊之

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、議第九十五号から議第九十七号を一括議題とします。

以上の議案三件については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第九十五号「教育委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

次に、議第九十六号「公安委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

次に、議第九十七号「土地利用審査会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
△議員派遣の件

平成十九年十二月十三日

次のとおり議員を派遣します。

第一回紀伊半島三県議会交流会議（仮称）への参加

1. 目的

三重県・和歌山県・奈良県の三県に共有する紀伊半島地域振興に関する課題について意見交換を行うとともに、当該振興地域に関係する三県議会議員の交流を深めることを目的とする。

2. 場所

奈良県吉野郡吉野町吉野山

「竹林院群芳園」

3. 期間

平成二十年二月八日（金）

4. 参加者

松尾勇臣

中野雅史

国中憲治

辻本黎士

秋本登志嗣

-----  
○議長（辻本黎士） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（辻本黎士） これをもって、平成十九年十二月第二百八十七回奈良県議会定例会を閉会します。

-----  
△閉会式

○議長（辻本黎士） （登壇）十二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

十二月三日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、提出されました諸議案及び県政の重要課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、継続審査となった請願一件を除き、議案をすべて議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げる次第です。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましても、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、今年も残すところわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。皆様におかれましては、何とぞご自愛いただき、ご健勝でよいお年を迎えられますよう、また、新たな年におきましても、県勢発展のため、なお一層のご尽力を賜りますよう祈念申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、継続審査となっていた決算の認定とともに、いずれも原案どおり議決または承認していただき、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただいた意見、提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、ご健康に留意され、今後とも県勢発展のため一層ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時二分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	辻本黎士
同 副議長	中野雅史
署名議員	松尾勇臣
署名議員	上田 悟
署名議員	山本進章